

《 事務所ニュース 2014年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます
本年もよろしく願い申し上げます 平成26年

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談について (厚生労働省)

厚生労働省は、平成25年9月1日(日)に実施した若者の「使い捨て」が疑われる企業・事業所に関する無料電話相談について、全国で1,042件(速報値)の相談が寄せられたと発表しました。平成25年9月2日(月)以後も、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署で労働相談を受け付けています。

(開庁時間 平日8:30~17:15)

【相談件数】 1,042件

相談者

- | | |
|----------|--------------|
| 1 労働者本人 | 716件 (68.7%) |
| 2 労働者の家族 | 223件 (21.4%) |
| 3 その他 | 103件 (9.9%) |

相談の対象となった労働者の年齢 (件数上位3項目※1)

- | | |
|----------|--------------|
| 1 30~39才 | 253件 (24.3%) |
| 2 20~29才 | 252件 (24.2%) |
| 3 40~49才 | 182件 (17.5%) |

相談が多かった業種 (件数上位3項目)

- | | |
|----------|--------------|
| 1 製造業 | 213件 (20.4%) |
| 2 商業 | 207件 (19.9%) |
| 3 その他の事業 | 108件 (10.4%) |

主な相談内容 (件数上位3項目※2)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 賃金不払残業 | 556件 (53.4%) |
| 2 長時間労働・過重労働 | 414件 (39.7%) |
| 3 パワーハラスメント | 163件 (15.6%) |

※1 「不明」の項目は、件数上位3項目には記載していない。

※2 複数回答

※3 速報値であるため、変更の可能性がある。

該当しそうな企業・事業所がありましたらお気軽にご相談ください。

産休中の社会保険料が免除 になります。(平成26年4月~)

産休中(原則として産前6週間、産後8週間)の健康保険、厚生年金の保険料は、これまでは納めなければなりませんでしたが、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料は給与から控除されていますが、通常、産休中は給与が出ないので、会社は、従業員に保険料を請求し納めるケースが概ねだと思います。産休中は、健康保険から出産手当金として標準報酬月額 $\frac{3}{2}$ が支給されるので、全くの無収入となるわけではありませんが、従業員にとっては、かなりの負担だったのではないのでしょうか。しかしこれが、平成26年4月から変更になります。会社からの申し出により、従業員負担分、会社負担分とも免除されることになります。免除になった分の保険料は当然納める必要がなくなりますが、その間は保険料を支払ったのと同様の扱いを受けることができます。免除を受けたからといって、将来の年金額計算が不利になることはありませんので安心してください。育児休業期間中の保険料は以前から免除となっていましたので、産休から、そのまま育休(産後8週間後から子が1歳になるまで)を取る場合は、産休が始まってから育休が終わるまで、保険料を支払う必要はなくなるということになります。手続き等の詳細は、まだ公開されていないので、4月以降に対象なる従業員がいるようでしたら、今から事前に準備をされた方が良いと思います。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
労使間トラブルの相談 (急増中)
就業規則等の人事制度構築
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行
個別年金相談(老齢・障害・遺族)
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)